

「港湾の施設の点検診断ガイドライン」の 改訂に関する論点

論点1. 合理的な点検頻度

- 維持管理情報DBの点検診断結果より、劣化速度の推移を分析したが、今回の分析データからは、現在の点検頻度（通常点検診断施設:5年以内ごとに少なくとも1回、重点点検診断施設:3年以内ごとに少なくとも1回）を変えるだけの根拠を見出せなかった。引き続き、部材レベルの点検診断データの蓄積が必要。

論点2. 常時観測と定期点検診断を組み合わせた点検診断

- 現時点では常時観測（モニタリング）によって定期的な点検項目すべてを代替することは難しいこと、および常時観測が難しい点検診断項目があることが分かった。

論点3. （点検診断ガイドライン）重点点検診断施設の例を削除

- ガイドライン策定時には、利便性を考慮し、重要度が高いと考えられる施設例をリストアップしたが、重点点検診断施設の選定を画一的に行っている状況が見受けられるようになった。重点点検診断施設の例を提示するのはミスリードになりやすいので事例を削除し、実態に応じた選定を促すこととした。

論点4. （点検診断ガイドライン）供用期間の延長に係る事項を追記

- 既存施設の供用期間を延長する場合の記載がこれまでなかった。供用期間の延長を行う場合には、その時点で詳細定期点検診断を実施し、その結果から施設の性能を評価する必要がある。その場合の点検診断の項目の選定方法、並びに性能評価の方法については、施設の設置者と協議して定めることを追記した。
- 点検診断項目の選定方法が分からないとのニーズに応え、その考え方を丁寧に記述した。

論点5. 専門技術者の関わりは「標準」では厳しすぎないか

- 維持告示には、点検診断計画の策定と点検診断を行うにあたって、専門技術者の関わりを「標準とする」と記載されているが、実態からみて「してよい」との記載が適当と考えられる。なお、「海洋・港湾構造物維持管理士」の登録者数は約480名であり、この人数で全国をカバーするのは難しい。